

横芝光町の立地企業に対する優遇措置の概要

措置事項	適用基準				措置範囲	適用期間	備考
	投下固定資産総額	従業員	対象施設・業種	対象地域			
立地奨励金	<p>大企業 1億円以上</p> <p>中小企業 5,000万円以上</p> <p>増築については、操業開始後10年以内の企業のみを対象とする</p> <p>賃借型の企業も同様とする</p>	<p>常用雇用者 大企業10人以上 中小企業5人以上 増築においてはこの限りではない</p> <p>雇用期間の定めなし 又は1年以上の有期雇用 (更新ありに限る)</p> <p>雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である</p>	<p>日本標準産業分類で定める産業のうち、A：植物工場、E：製造業（廃掃法の許可・届出施設を除く）、G：情報通信業、H：運輸業、郵便業（中分類49郵便業を除く）、I：卸売業、小売業、L：学術研究、専門・技術サービス業、M：旅館業、ホテル業、P：医療、福祉、R：と畜場</p> <p>暴力団関係の事業、風俗業、宗教活動、政治活動を目的とする業種を除く</p> <p>町長が不相当と認める事業は除く</p>	町内	固定資産税相当額	5年間	賃借料等に対する優遇措置は無し
雇用奨励金	<p>投下固定資産において、単純なリース取引は対象外とする</p> <p>所有権移転型のリース取引については、対象とする</p>	<p>新規常用雇用者 町内在住 住民基本台帳に記載されていること</p>	<p>雇用期間が操業開始日から起算して1年以上引き続き雇用されていること</p>	町内	<p>雇用奨励金 20万円×新規常用雇用者数 (上限1,000万円) 一度対象となった者及び町の他の雇用関係補助金の対象となった者は除く</p>	<p>操業開始日から起算して1年を経過した日から3年間</p>	